

「しらせ」後利用に関する検討委員会
(第 1 回) 以後の状況について

- 平成 20 年度に退役する南極観測船「しらせ」の後利用に関する検討を行うため、7 月 10 日の南極地域観測統合推進本部（本部長：文部科学大臣）総会において、同本部の下に『「しらせ」後利用に関する検討委員会』（委員長：野本敏治（財）溶接接合工学振興会理事長）を設置。

- 7 月 30 日に「しらせ」後利用に関する検討委員会（第 1 回）を開催。
「しらせ」後利用の検討に係る作業方針を決定するとともに、「しらせ」利用計画書に盛り込む事項について検討。

- 8 月 8 日付けで後利用希望者（企業など 4 者）に対し、「しらせ」利用計画書作成を依頼。（提出締切り：9 月 10 日）

- 9 月 10 日に企業など 2 者から「しらせ」利用計画書が提出。
〔「しらせ」利用計画書の提出があった者〕
 - ・ 南極観測船「しらせ」誘致実行委員会（内外環境ニュースセンター他）
 - ・ 株式会社大柿産業を代表とするグループ〔辞退した者〕
 - ・ 株式会社グローバルジャパン
 - ・ 特定非営利活動法人海洋研修センター

- 9 月 18 日に「しらせ」後利用に関する検討委員会（第 2 回）を開催。
提出のあった「しらせ」利用計画書に基づき、利用目的、管理方法、資金計画等に関するヒアリング審査を実施。

【今後の手続き（予定）】

- 9月26日に「しらせ」後利用に関する検討委員会(第3回)を開催。
審査結果に基づき、後利用の条件を満たす者を選定予定。
万が一、条件を満たす者がいない場合は、メモリアルとして船体部品の一部を保存・活用。
- 10月初旬までには南極地域観測統合推進本部連絡会を開催。「しらせ」後利用方法決定。防衛省へ伝達。
- 11月までには防衛省において「しらせ」の売払い契約締結。12月までには「しらせ」引渡し。
- 12月1日に南極地域観測統合推進本部総会開催。「しらせ」の後利用に関する結果報告。

資料 2

「しらせ」後利用に関する検討委員会
第 2 回
H20. 9. 18

平成 20 年 8 月 8 日
南極地域観測統合推進本部
(事務局：文部科学省研究開発局)

「しらせ」利用計画書作成要領

1. 利用計画書作成の前提

- (1) 利用計画書は、平成 20 年 4 月から 5 月にかけて実施した、南極観測船「しらせ」の後利用に関する利用計画の一般募集時に示した以下の条件等を十分に考慮した上で作成する。
 - ① 「しらせ」の売払いに関する国側の条件〔別紙 1〕
 - ② 「しらせ」の性能等（特に「2 「しらせ」引渡し時の状況」）〔別紙 2〕
- (2) 「しらせ」の状況等に関することは、支障のない範囲で防衛省が提供する。（必要に応じて、以下 6. (2) に確認願う。）

2. 利用計画書の内容

- (1) 利用計画書は、別紙 3 の項目に関し、別紙 4 の様式に従って作成する。
- (2) 用紙は A 4 版とする。
- (3) 利用計画書の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ① 利用計画は、文書により具体的かつ詳細に記述する。
 - ② 全て日本語で作成し、ページ番号を付す。
 - ③ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
 - ④ 文字は注記等を除き、原則として 10 ポイント程度以上の大きさとする。
 - ⑤ 片面印刷とする。
 - ⑥ 多色刷りは可とする。

3. 利用計画書の提出

- (1) 利用計画書は、当該計画に責任を持つ団体等の責任者名をもって作成・提出する。
- (2) 提出先
文部科学省研究開発局海洋地球課極域研究振興係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- (3) 提出期限
平成 20 年 9 月 10 日（水）必着
- (4) 提出方法及び提出部数
 - ① 電子メールにより上記 (3) の提出期限までに電子ファイルを提出するとともに、持参又は郵送により 3 部（正 1 部、副（複写）2 部）提出する。
 - ② 電子メールは以下のアドレス全てに送信し、必ず着信確認を行う。（文部科学省のメール容量制限との関係で、1 回の送信は 4 メガバイト程度までとし、それを超えるものは複数回に分けて送信のこと。）
maruyama@mext.go.jp
fukuko@mext.go.jp

4. 審査及びヒアリング

- (1) 提出された利用計画書の審査は、南極地域観測統合推進本部（本部長：文部科学大臣）の下に設けられた「しらせ」後利用に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）が行う。
- (2) 提出された利用計画書に基づき、検討委員会においてヒアリングを実施する。
 - ① ヒアリングは、平成20年9月18日（木）を予定する。
 - ② 詳細な時間等は、利用計画書提出後連絡する。
- (3) 審査結果は、利用計画書の提出者あて書面により通知する。併せて「しらせ」売払い主体である防衛省に通知される。

5. その他の留意点

- (1) 提出された利用計画書は、「しらせ」後利用の検討以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出された利用計画書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等関係規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された利用計画書は、「しらせ」後利用の検討のために、又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 利用計画書の提出後、補足・追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 利用計画書に不実、虚偽の記載をした場合は、当該利用計画書を無効とし、審査の対象から除外する。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 利用計画書の作成のために、南極地域観測統合推進本部（文部科学省、防衛省）において作成・提供された資料は、両省の了解なく公表、使用できない。

6. 本件に関する問い合わせ先

- (1) 全体について

文部科学省研究開発局海洋地球課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111（内線4144）

FAX 03-6734-4147

電子メール maruyama@mext.go.jp

fukuko@mext.go.jp

防衛省人事教育局人材育成課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111（内線20683）

FAX 03-5229-2146

- (2) 「しらせ」の状況及び売払い等について

防衛省経理装備局艦船武器課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111（内線21012）

FAX 03-5229-2139

「しらせ」の売払いに関する国側の条件

「しらせ」の売払いに関する国側の条件は以下のとおり

- 1 時価売払いとする。
- 2 用途指定する（国民、特に青少年の南極観測に対する関心と理解の増進に役立つ形で保存活用すること）。
- 3 第三者への転売は行わないこと。
- 4 売払い契約の締結時期は平成20年10月までを期限として希望する。
- 5 契約締結後12月末までに引取ること。なお、引渡し場所は未定である。
- 6 契約締結から引取りまでの間の保船等の経費及び引取りに要する曳航費等の経費は売払いを受ける者の負担とする。
- 7 搭載機器類やその構成部品等のうち、国が特に必要と認める物件は売払いの対象としない。

「しらせ」の性能等

1 財産台帳記載事項

(1) 口座名：海上自衛隊横須賀地方総監部

(2) 所在地：神奈川県横須賀市西逸見町

(3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途、名称	構造、寸法、性能	数量
船舶	艦船	砕氷艦 しらせ	船体材料：鋼 長さ：134メートル 幅：28メートル 深さ：14.5メートル 速力：19ノット 主機の種類、型式及び定格出力： 12V42M型ディーゼル交流発電機関×6 基 直流電動機推進 30,000HP 3軸	1隻 11,600トン (基準排水量)

(4) 進水年月及び竣工年月

進水年月：昭和56年12月

竣工年月：昭和57年11月

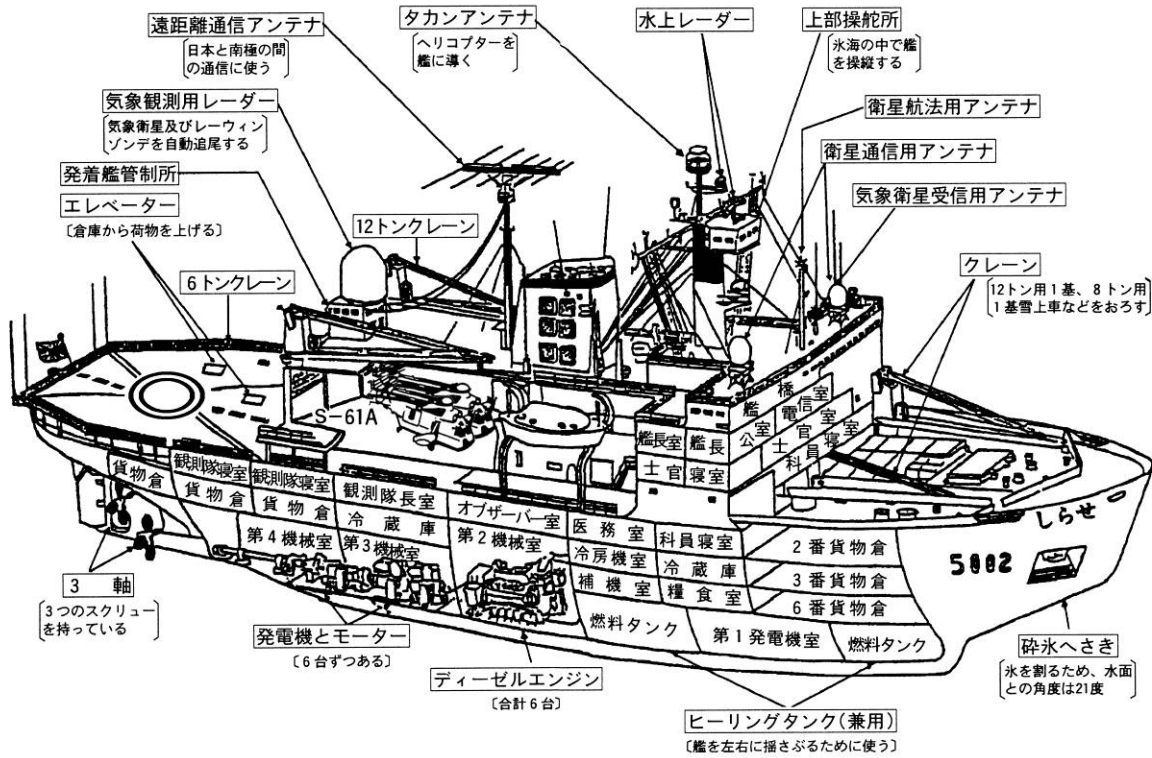
2 「しらせ」引渡し時の状況

- (1) 全 般： 「しらせ」は、昭和58年以降24回にわたり南極地域観測の輸送支援を行ってきている。この間の総日数3,652日、総行程523,662マイル、南極圏におけるチャージング33,959回であり、艦全体の老朽はかなり進行しており、航行には不適である。
- (2) 船体関係：○船尾管構造
- ・船尾管構造内で腐食が進行しており、今後、推進軸と船尾管との間に隙間が生じ、浸水やビルジの漏洩が生じるおそれがあり、航行には不適である。
- 船体縦強度部材、船側肋骨及び船底外板
- ・船体縦強度部材、船側肋骨及び船底外板は、累積疲労、凹損等が生じており、強度不足となっている。更に変形、腐食の進行が予測され、航行には不適である。
- (3) 機関、電気関係： 主発電機用原動機の老朽化、特に推進用電動機は、老朽化による絶縁低下が進んでおり、航行には不適である。

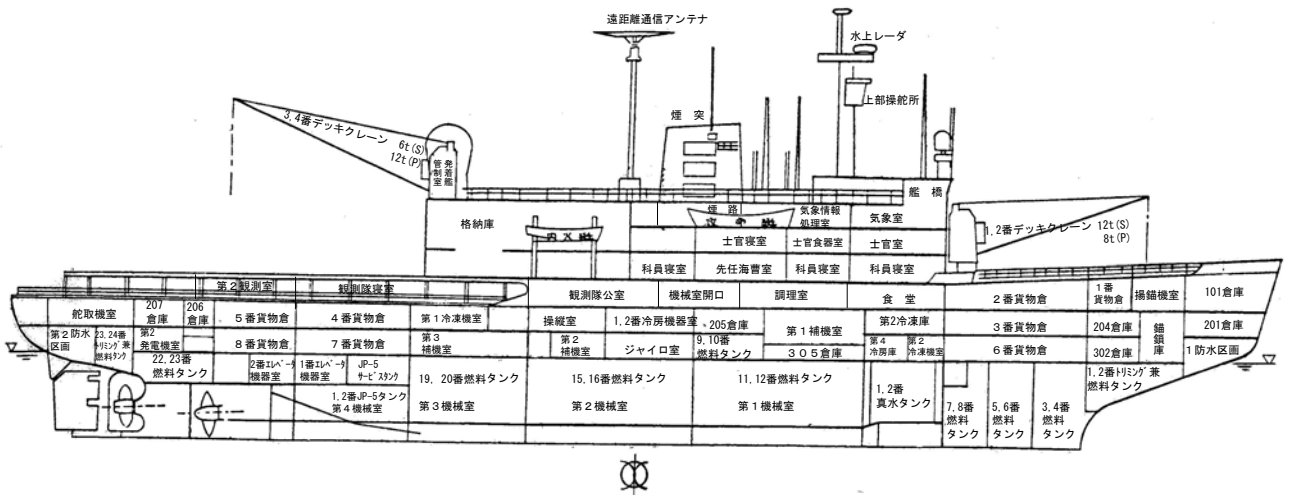
3 「しらせ」の概要

(1) 全体図

側面見取図



(2) 側面図



「しらせ」利用計画書の項目

※ 各項目については、具体的かつ詳細に記述してください。なお、利用計画書の様式は、別に示します。

※ 審査の際の視点として考えられるものを例示しますので参考にしてください。（あくまで利用計画書作成上の参考として示すものであり、実際の審査においては、異なる場合があります。）

1. 利用目的・方法について

(1) 利用目的（「しらせ」を利用して何を旨とするのかなどについて具体的に記述）

(2) 利用方法（(1)の利用目的を踏まえ「しらせ」をどのように活用するのかなどについて具体的に記述；複数の方法を組み合わせる場合は、それぞれに見出しを付すなど、わかりやすい記述となるよう工夫）

＜審査における視点例＞

- ・ 利用目的は「しらせ」の売払いに関する国側の条件等に照らして適切か
- ・ 利用方法は利用目的に照らして適切かつ効果的か（特に、南極観測等に対する国民の関心と理解の増進に資する効果等）
- ・ 利用方法は現実的か

2. 設置場所・方法について

(1) 設置場所

○ 係留場所又は定置場所（具体的な岸壁等（図面添付））（運航利用を前提とする場合にあっては主たる係留場所等）

○ 上記場所の水深及び浚渫の必要性

(2) 設置方法

○ 浮上係留、船底固定係留、陸揚げ定置等の別及びその具体的な方法（図面添付）

○ 台風、高潮、地震、津波等への安全対策

(3) 設置場所管轄官庁の許可承認の見通し

＜審査における視点例＞

- ・ 設置場所、設置方法等は適切か
- ・ 十分な安全対策が取られているか
- ・ 上下水道・電力等はどのように確保するのか

3. えい航について

(1) 引き渡し場所（横須賀港予定）から設置場所までのえい航計画

<審査における視点例>

- ・ えい航計画は適切か

4. 船舶修理・船内改造について

- (1) 船内各部分の使用方法、修理・改造計画（老朽化した機器類の換装計画等を含む；運航利用を前提とする場合、船舶安全法等関係法令に則した修理・改造計画；航行区域、最大搭載人員、適用船級、バリアフリー要綱等）
- (2) (1) に関する法令上の適用関係（関係規定及び適用範囲並びにそれに関する見解）
- (3) もっぱら係船して利用する場合、建築基準法及び消防法の適用による（1）以外の改造計画（公開区画、廊下、階段、天井、防火シャッター、環境保護要項、乗下船設備、給電システム等）

<審査における視点例>

- ・ 現状保存はどの程度考えられているか
- ・ 修理・改造計画は適切かつ実行可能か
- ・ 関係法令への対応に瑕疵はないか

5. 運航・管理について

- (1) 直営・委託の別
- (2) 管理主体（管理方式、組織、人員等）
- (3) 運航形態（運航利用を前提とする場合；海上職員の配置計画等）
- (4) 維持管理計画（日常の保守整備、定期修繕等；運航を前提とする場合は、検査工事）
- (5) 安全面・環境面への配慮（管理・防災マニュアルの整備、事故への対応、周辺環境への配慮等）

<審査における視点例>

- ・ 維持、管理計画等は適切か
- ・ 海上職員の手配は確実か（特に電気推進船の取り扱える機関部職員等）
- ・ 運航上の安全確保と条約に対する配慮は確実か
- ・ 運航計画の基地となる自治体等との調整は万全か

6. 資金計画について

- (1) 「しらせ」購入予定額
- (2) 「しらせ」引取り後の当面の経費見積額（曳航費、浚渫費、係留費、改造費等の内訳を含む）
- (3) (1) 及び (2) に係る資金の調達方法及び調達時期

＜審査における視点例＞

- ・ 資金は自己資金か、あるいは借入れか
- ・ 資金計画は適切かつ現実的か

7. 供用開始後の事業収支計画（見込み）について

- (1) 収入計画（供用開始後10年間）（収入項目別内訳を含む；3年ごとに区分）
- (2) 支出計画（供用開始後10年間）（人件費、事業費、維持保存費、広報費等の項目別内訳を含む；3年ごとに区分）

＜審査における視点例＞

- ・ 事業収支見込みは現実的か

8. 展示等環境条件について ※運航利用を前提とする場合にあっては適宜工夫

- (1) 交通の便
- (2) 周辺施設等の環境条件（隣接公園の有無等）

＜審査における視点例＞

- ・ 事業収入見込みとの関係性はどうか

9. 引取りから供用開始までのスケジュールについて

- (1) 引取り予定年月日
- (2) 改造工事時期
- (3) その他所要計画時期
- (4) 供用開始予定年月

＜審査における視点例＞

- ・ 売払い条件等に合致するか

10. 本計画の提出者について

- (1) 提出責任者名、連絡担当者、連絡先等（必ず連絡の取れる者）
- (2) 連携協力する者がある場合は全ての関係者

「しらせ」利用計画書（様式）

本計画の提出団体名

- ※ 各項目に係るフレームの大きさは、それぞれの記述に合わせ、適宜調整してください。
- ※ 添付資料、補足資料等については、本文中にその旨を明示するなど、本文との関係を明らかにした上で、本計画書の末尾に追加してください。

1. 利用目的・方法について

(1) 利用目的（「しらせ」を活用して何を指すのかなどについて具体的に記述）

南極観測等に対する国民の関心と理解の増進を根幹として、学術及び科学技術の振興、児童又は青少年の健全な育成、国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること等を目的とするものであること。

(2) 利用方法（(1)の利用目的を踏まえ「しらせ」をどのように活用するのかなどについて具体的に記述；複数の方法を組み合わせる場合は、それぞれに見出しを付すなど、わかりやすい記述となるよう工夫）

(1)の目的のための事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。特に、南極観測等に対する国民の関心と理解の増進に資する（その他公益の増進及び活力ある社会の実現に資する）効果等を記述すること。

2. 設置場所・方法について

(1) 設置場所

- 係留場所又は定置場所（具体的な岸壁等（図面添付））（運航利用を前提とする場合にあっては主たる係留場所等）
- 上記場所の水深及び浚渫の必要性

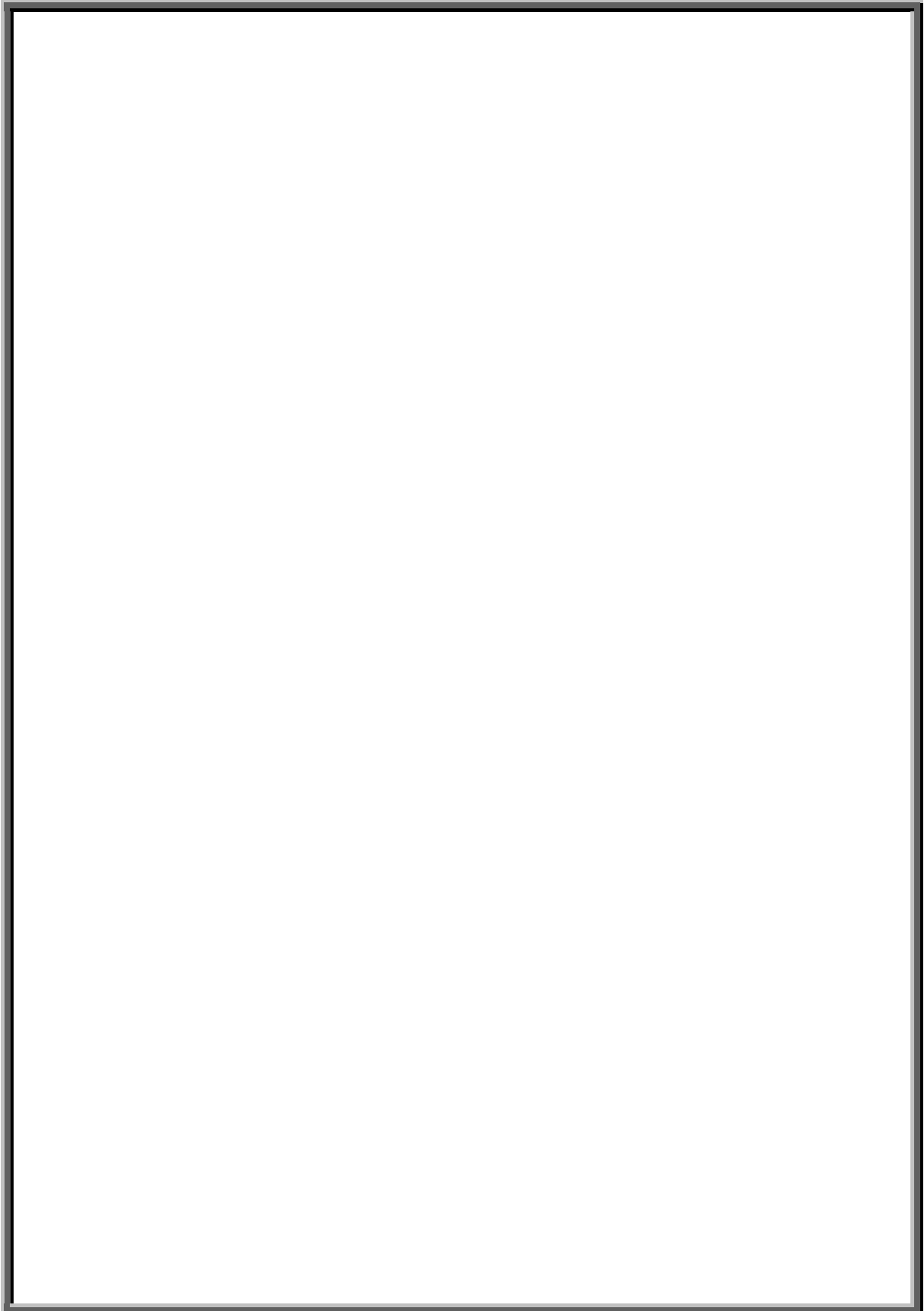
(2) 設置方法

- 浮上係留、船底固定係留、陸揚げ定置等の別及びその具体的な方法（図面添付）
- 台風、高潮、地震、津波等への安全対策

(3) 設置場所管轄官庁の許可承認の見通し

3. えい航について

(1) 引き渡し場所（横須賀港予定）から設置場所までのえい航計画



4. 船舶修理・船内改造について

- (1) 船内各部分の使用方法、修理・改造計画（老朽化した機器類の換装計画等を含む；
運航利用を前提とする場合、船舶安全法等関係法令に則した修理・改造計画；航行区
域、最大搭載人員、適用船級、バリアフリー要綱等）



(2) (1) に関する法令上の適用関係（関係規定及び適用範囲並びにそれに関する見解）

--

(3) もっぱら係船して利用する場合、建築基準法及び消防法の適用による(1)以外の改造計画(公開区画、廊下、階段、天井、防火シャッター、環境保護要項、乗下船設備、給電システム等)



5. 運航・管理について

(1) 直営・委託の別

--

(2) 管理主体（管理方式、組織、人員等）

--

(3) 運航形態（運航利用を前提とする場合；海上職員の配置計画等）

--

(4) 維持管理計画（日常の保守整備、定期修繕等；運航を前提とする場合は、検査工事）



(5) 安全面・環境面への配慮（管理・防災マニュアルの整備、事故への対応、周辺環境への配慮等）



6. 資金計画について（「資金計画書」にも記入してください。）

（1）「しらせ」購入予定額

（単位：百万円）

--

（2）「しらせ」引取り後の当面の経費見積額（曳航費、浚渫費、係留費、改造費等の内訳を含む）

（単位：百万円）

--

（3）（1）及び（2）に係る資金の調達方法及び調達時期

--

7. 供用開始後の事業収支計画（見込み）について

(1) 収入計画（供用開始後10年間）（収入項目別内訳を含む；3年ごとに区分）

「資金計画書」のとおり

（「資金計画書」にご記入ください。）

(2) 支出計画（供用開始後10年間）（人件費、事業費、維持保存費、広報費等の項目別内訳を含む；3年ごとに区分）

「資金計画書」のとおり

（「資金計画書」にご記入ください。）

8. 展示等環境条件について ※運航利用を前提とする場合にあっては適宜工夫

(1) 交通の便



(2) 周辺施設等の環境条件（隣接公園の有無等）



9. 引取りから供用開始までのスケジュールについて

(1) 引取り予定年月日

--

(2) 改造工事時期

--

(3) その他所要計画時期

--

(4) 供用開始予定年月

--

10. 本計画の提出者について

(1) 提出責任者名、連絡担当者、連絡先等（必ず連絡の取れる者）

企業・団体名：

提出責任者名：

所属（部署等名）：

役職：

所在地：〒

連絡担当者

（企業・団体、所属、名前）：

TEL：

FAX：

E-mail：

(2) 連携協力する者がある場合は全ての関係者

企業・団体名：

連携協力者名：

所属（部署等名）：

役職：

所在地：〒

資金計画書

(単位:千円)

	科目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収 入	前期繰越金	—					
		収入計					
支 出							
		支出計					
	繰越残高						

(単位:千円)

	科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
収 入	前期繰越金						
		収入計					
支 出							
		支出計					
	繰越残高						

※ 平成20年度(「しらせ」購入時)以降、供用準備期間(船舶修理・船内改造等に要する期間)を含めて作成してください。

※ 供用開始後、3年ごとに区分しつつ、10年間作成してください。(上記「資金計画書」は、平成22年度供用開始を前提に、3年ごとに区分してあります。適宜修正してください。)

※ 収入及び支出の科目名はそれぞれ運営の特質等に合わせ記入してください。また、科目欄は必要に応じて追加等してください。(参考までに一般的な科目名を以下に例示します。)

収入： 自己資金、借入金、寄附金受入、入場料収入 など

支出： 「しらせ」取得費、改修工事費、設備費、人件費、事業費、委託費、借入償還金 など

資料3

「しらせ」後利用に関する検討委員会

第2回

H20.9.18

「しらせ」利用計画要旨について

事業者名	利用計画要旨 (「しらせ」利用計画書より)
南極観測船「しらせ」誘致実行委員会（内外環境ニュースセンター他） 〔大阪府大阪市〕	国民、とりわけ科学への関心を高くもってほしい <u>青少年に感動を与えられる船上科学館として活用</u> 。オーロラを人工的に発生させる装置を船内に設置し、これからの南極観測事業への理解声援が得られる場とする。南極が地球環境問題の聖地であることに鑑み、科学館では地球自然環境問題から生活によるリサイクル問題までを含んだ展示と、大阪湾を取り巻くディスプレイや光太陽電池企業の活躍を伝える中心地にする。運営にあたっては、「しらせ運営財団」を設立予定。
株式会社大柿産業を代表とするグループ 〔広島県江田島市〕	広島県江田島市に <u>「しらせ」を保存・係留展示し、「環境科学艦」として活用</u> 。小・中・高校生を対象に南極の自然、南極観測の歴史、南極観測支援活動、「しらせ」の航海機器、船舶用エンジン等の展示による学術研究、体験学習並びに見学者に対する艦内公開、企画展示等を通じて、南極観測、新型「しらせ」及び海上自衛隊に対する理解の増進に利用活用。

資料 4

「しらせ」後利用に関する検討委員会

第 2 回

H20. 9. 18

「しらせ」利用計画書の審査方法について（案）

I. 基本方針

- 本審査は、「しらせ」の後利用希望者から提出を受けた「しらせ」利用計画を評価し、「しらせ」の後利用に関する最も適当な計画を選定する。
- 審査は、「しらせ」後利用に関する検討委員会（以下「委員会」という。）委員が書面審査及びヒアリングにより実施し、以下Ⅲ. の審査項目ごとに評価することにより、S A B Cを付す。
さらに、利用計画全体を俯瞰して、S A B Cを付す。
- 審査項目は、各項目並列の扱いではなく、重要である項目については比重を高める（重み付け）ものとする。
- 利用計画書の評点は、委員会委員が審査項目ごとに付したS A B C評価について、以下Ⅱ. に基づき変換したポイントの合計を委員会委員数で除した平均点とする。
- 評点の高いものから順位を付ける。同点の場合は、委員の多数決で順位を決定する。
- 「しらせ」売払いに関する国側の条件に合致しない計画は審査しない。

Ⅱ. ポイントのつけ方

- 各審査項目のポイントは、S A B C評価に該当する以下の点数に重み付けを乗じたものとする。
- C評価が一つでも含まれる場合、当該利用計画書は選定の対象とならない。

評価	評価の意味合い		点数	備考
S	非常によい	大いに実現可能	5点	
A	よい	実現可能	3点	
B	概ね適切(妥当)	概ね実現可能	1点	
C	適切(妥当)とはいえない	見通しが不明	0点	

Ⅲ. 審査項目

1) 利用目的・方法について（5点×重み付け4倍＝計20ポイント）

- 1-1) 利用目的は明確かつ「しらせ」の売払いに関する国側の条件（用途指定；国民、特に青少年の南極観測に対する関心と理解の増進に役立つ形で保存活用すること）に照らして適切か。また、利用方法は利用目的に照らして適切かつ現実的か。

2) 設置場所・方法について (5点+5点=計10ポイント)

- 2-1) 設置(係留)場所の確保(管轄官庁の許可承認等を含む)されているか、あるいはその見通しがついているか。また、水深や浚渫の必要性等、設置(係留)場所の条件は適当であるか。
- 2-2) 設置方法は設置場所の状況等に鑑み適当か。また、台風、高潮、地震、津波への対応等、十分な安全対策が考慮されているか。

3) えい航について (5ポイント)

- 3-1) 引き渡し場所(横須賀港予定)から設置場所までのえい航計画は妥当であるか。

4) 船舶修理・船内改造について

(5点+5点)×重み付け2倍=計20ポイント)

- 4-1) 「しらせ」の利用目的・方法を踏まえた船内各部分の使用方法是妥当であるか。
- 4-2) 船内各部分の使用方法を踏まえた船舶修理・船内改造計画は関係法令(建築基準法、消防法、バリアフリー新法等)への対応を含め、適切かつ実行可能であるか。

5) 管理について (5点+5点=計10ポイント)

- 5-1) 管理体制(直営又は委託、組織)、遂行能力(人員、専門性及びバランス)、リスク対応等について、具体性があり、かつ安定的な事業実施の観点から妥当性があるか。
- 5-2) 維持管理(保守整備、検査工事等)計画は妥当であるか。また、安全面、環境面への配慮は適切であるか。

6) 資金計画について (5点×重み付け2倍=計10ポイント)

- 6-1) 当面必要な経費の内容及び見積りは妥当であるか。また、調達方法等は現実的であるか。

7) 供用開始後の事業収支計画(見込み)について

(5点×重み付け4倍=計20ポイント)

- 7-1) 事業収支見込みは事業内容を勘案して現実的であるか。また、借入金の償還見通しは妥当であるか。

8) 展示(運航場所)等環境条件について (5ポイント)

- 8-1) 事業収入見込みを裏付ける環境(交通の便、周辺施設等)が整っているか。また、他の機関、団体、地域との連携の見通しはあるか。

「しらせ」利用計画書の評価シート（案）

〔評価シートの記入方法〕

1. 「しらせ」の後利用希望者から提出を受けた「しらせ」利用計画書について、以下の観点に基づき評価した結果を評価欄に S A B C でご記入いただくとともに、特筆すべき点、後利用に向けての課題等についてコメントをご記入ください。

(1) 特に、「S」評価及び「C」評価とした場合においては、当該計画の選定又は非選定の理由にもなりますので、コメントはかならずご記入ください。

(2) 「A」評価及び「B評価」とした場合においては、コメント記入は出来る限りで結構です。

(3) コメント欄には「特筆すべき点（良い部分、悪い部分）」、「後利用に向けての課題（解決すべき点）」、「その他」と区分されておりますが、全てについてご記入いただく必要はなく、評価に最も関連のある区分を中心にご記入ください。

S :	非常によい	／	大いに実現可能
A :	よい	／	実現可能
B :	概ね適当(妥当)	／	概ね実現可能
C :	適切(妥当)とはいえない	／	見通しが不明

2. 評価項目 1) から 8) までご記入いただいた後、「全体評価」及び「全体を通じたコメント」を必ずご記入ください。

3. 特に追加して確認が必要な事項等がありましたら、「確認を要する事項及び内容」にご記入ください。

【提出先】文部科学省研究開発局海洋地球課極域研究振興係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電 話 03-5253-4111 (内線4144)

F A X 03-6734-4147

審査項目	南極観測船「しらせ」誘致実行委員会 (内外環境ニュースセンター他)		株式会社大柿産業を代表とするグループ	
	評価 (SABC)	コメント	評価 (SABC)	コメント
4) 船舶修理・船内改造について 4-1) 「しらせ」の利用目的・方法を踏まえた船内各部分の使用方法は妥当であるか。		(特筆すべき点(良い部分、悪い部分)) (後利用に向けての課題解決すべき点等) (その他)		(特筆すべき点(良い部分、悪い部分)) (後利用に向けての課題解決すべき点等) (その他)

審査項目	南極観測船「しらせ」誘致実行委員会 (内外環境ニュースセンター他)		株式会社大柿産業を代表とするグループ	
	評価 (SABC)	コメント	評価 (SABC)	コメント
6) 資金計画について 6-1) 当面必要な経費の内容及び見積りは妥当であるか。また、調達方法等は現実的であるか。		(特筆すべき点(良い部分、悪い部分)) (後利用に向けての課題解決すべき点等) (その他)		(特筆すべき点(良い部分、悪い部分)) (後利用に向けての課題解決すべき点等) (その他)

南極観測船「しらせ」誘致実行委員会 (内外環境ニュースセンター他)		株式会社大柿産業を代表とするグループ	
全 体 評 価	全体を通じたコメント	全 体 評 価	全体を通じたコメント

南極観測船「しらせ」誘致実行委員会 (内外環境ニュースセンター他)	株式会社大柿産業を代表とするグループ
【確認を要する事項及び内容】	【確認を要する事項及び内容】

資料 6

「しらせ」後利用に関する検討委員会

第 2 回

H20. 9. 18

今後の日程について

(第 1 回) 平成 20 年 7 月 30 日 (水)
14:00～16:00 [文部科学省 16 F 特別会議室]

(第 2 回) 平成 20 年 9 月 18 日 (木)
14:00～18:00 [文部科学省 3 F 1 特別会議室]

(第 3 回) 平成 20 年 9 月 26 日 (金)
14:00～16:00 [文部科学省 3 F 1 特別会議室]

(予備日) 平成 20 年 10 月 7 日 (火)
14:00～16:00 (予定) [未 定]